

【給付額】(①+②)(万単位切上げ)－当初調整給付額(万単位)

①「所得税分控除不足額（不足額給付時）」の算出方法

➡確定申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書から「控除外額」（所得税分控除不足額）を把握できるため、原則算出不要

定額減税可能額
3万円×（本人＋扶養親族数）

令和6年分所得税額（減税前）

① 所得税分控除不足額

①<0の場合は0

扶養親族数を令和5年12月31日時点の現況から令和6年12月31日時点の現況に置換

※令和6年分推計所得税額から令和6年分所得税額（実績）に置換

②「個人住民税分控除不足額」の算出方法（※税額修正・扶養是正等がない場合、当初調整給付時点から変更なし）

定額減税可能額
1万円×（本人＋扶養親族数）

令和6年度分個人住民税額（減税前）

② 個人住民税分控除不足額

②<0の場合は0

➡ 不足額給付額 = 不足額給付時 調整給付所要額（①＋②）（※一万円単位で「切り上げて」算出）－当初調整給付額（※万単位）